



高額療養費制度が見直されます

町民課 ☎ 0465-85-5007

▶高額療養費制度とは？

家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度のことを高額療養費制度と言います。

この制度について、近年1人当たりの医療費が増えていることから、2026年と2027年に見直しが行われる予定です。2026年8月からは、次のとおり変更となります。

▼変更内容

- ・月額負担上限額が引き上げられます。
- ・新たに年単位の上限額（年間上限）が導入され、月額負担上限額に達しない方であっても、「年間上限」に達した場合は、当該年（8月～翌7月）においてそれ以上の負担は不要となります。

見直しの詳細な内容は、「厚生労働省のホームページ」をご覧ください



国民年金の豆知識

「国民年金付加年金制度のお知らせ」

日本年金機構小田原年金事務所 ☎ 0465-22-1391 / 町民課 ☎ 0465-85-5007



日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>

国民年金付加年金制度とは、将来受け取る年金を増やしたいという方のための制度です。

定額保険料（2026年度：17,920円）に加えて、付加保険料（月額400円）を納めることで、年金受給時に年額「200円×付加保険料を納めた月数」分が、付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。

●付加保険料を納めた場合は、次の年金額を受け取れます。

【1 カ月間付加保険料を納めていた場合の受け取る年金額】

≪給付額≫ 200円×1カ月（納付月数）=200円（年額）

☆1 カ月間付加保険料を納めた場合☆

納付済み保険料	⇒	400円					
増加年金額	⇒	200円	200円	200円	200円	200円	…
		(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)		

→ 以降はお得！

※年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金を受け取ることができます。

■加入できる方

- ・自営業などの国民年金1号被保険者
- ・60歳以上65歳未満の方などの国民年金の任意加入被保険者

■加入手続きの方法

- ・基礎年金番号が分かるもの
- ・本人確認書類（運転免許証など）

の2点を持参の上、町民課または年金事務所でお申し込みください。

■納入方法

納付書による納付のほか、口座振替などにより、申し込みをした月分から納めていただきます。

※納期限は、翌月末日

■注意点

- ・国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。
- ・付加年金制度に加入中で、個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入しようとする、掛金の上限が67,000円（月額）となります。